

## 建設工事における入札金額見積内訳書の取り扱いについて

羽 生 市

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により平成27年4月1日から、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）を提出しなければならないとされました。

本市発注の建設工事に係る入札時に提出を求める内訳書の取り扱いは、次のとおりとします。内訳書の作成及び添付にあたっては十分に注意してください。

### 1 対象工事

平成27年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行う建設工事とする。

※1回目入札後の即時の再度入札（2回目以降）及び単価により契約を行うものを除きます。

### 2 内訳書の取り扱い

- (1) 提出された内訳書は、書換え、引換え又は撤回は認めず、返却もいたしません。
- (2) 内訳書が未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに、記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とします。
  - 《未提出又は未提出と同等と認められる場合の例》
    - I 内訳書の全部が提出されていない場合
    - II 内訳書の一部が提出されていない場合
    - III 内訳書と関係のない書類が提出された場合
    - IV 他の工事の内訳書が添付された場合
    - V 内訳書として提出された書類が白紙である場合
    - VI 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
  - 《記載すべき事項が欠けている場合の例》
    - I 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
    - II 工事名、業者名又は代表者名の記載がない場合
- (3) 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とします。ただし、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができるものとします。
  - 《記載事項に誤りがある場合》
    - I 工事名、業者名又は代表者名に誤りがある場合
    - II 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
    - III 内訳書の計算が間違っている場合
- (4) 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、「羽生市談合情報等対応要領」に基づき処理するものとします。
  - 《談合の疑いが認められる場合の例》
    - I 他の業者の内訳書が添付されている場合
    - II 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
    - III その他談合が推測される記載等がある場合

【 担 当 】

羽生市企画財務部財政課契約係  
電話 048-561-1121（内線 373）